

道路公園施設包括管理業務委託の実施について

令和 8 年 7 月 2 2 日開催の建設公営企業常任委員会において質問がありましたので次のとおり回答します。

【質問項目】

1. プロポーザルにおける採点の集計方法の変更経緯と理由について

趣旨：集計方法の変更時期が専門委員による 1 次評価後であることとその理由を問う。

令和 8 年第 3 回定例会の 6 月 1 9 日の山口議員及び川島議員の一般質問において、今回の計算方式は「2 次審査を行う前に採用しています。」と市長答弁されており、川島議員の一般質問において、1 次評価の集計方法を変更したのは 1 0 月 3 1 日であると答弁されている。

6 月 8 日の所管事務調査においては、「1 次審査の段階から、誤差が出ないように、しっかりと正しい計算方式を採用するということで、それぞれ 1 0 点満点の配点をした後に掛け率を掛けて総合計を出すということで、今回についてはその計算方式を採用しているものです。」と答弁されている。

- (1) 1 次審査の評価シートはいつ配布したのか。1 0 月 3 1 日までに各委員が評価をしたと思われるが、1 0 月 3 1 日の専門委員会では何を話し合ったのか。(各委員の評価を集約するのに対面である必要はあるのか。)

【回答】

企画提案書の締切日である令和 6 年 1 0 月 2 8 日に評価シートを各委員に送付しました。

1 0 月 3 1 日の専門委員会（1 次審査）では、専門委員の採点集計及び 1 次審査結果を踏まえて 2 次審査へ通過させることについて確認するために対面で話し合いを行いました。

(2) 専門委員が各々で1次審査の採点をした時点では、集計方法の変更について議論されていないが、10月31日に委員が集まって集計方法の変更を協議するに至った経緯及び理由は何か。変更したことが分かる文書として市が示した1次審査結果の決裁には結果の記載はあるが、集計方法を変更した旨の記載は見受けられない。

【回答】

ご質問の前提となる専門委員が集まって議論する場合は令和6年10月31日のみでした。この日に集計方法を含めた1次審査の協議を行っています。

計算方法については、プロポーザルごとに設定するもので、過去の計算方法を踏襲しなければならないわけではありません。また、今回のプロポーザルにおいては一貫して同じ計算方法を使用しており、変更していません。

(3) 一般質問の市長答弁において、集計方法の変更時期について、「1次審査の時点から」ではなく、「2次審査を行う前」とした理由は何か。また、「2次審査を行う前」とは、どの時点を指しているのか。

【回答】

採点の集計方法の決定時期について、「2次審査の採点結果が出た後で、意図的にルールを変えたのではないかと誤解されることを防ぐために、「2次審査を行うよりも前の段階で集計方法を決定している」という趣旨で答弁したもので、異なる時期を示したものではありません。

また、市長答弁後のやりとりでは、都市基盤担当部長から「1次審査の時に採用している」と答弁しています。

(4) 市は、2次審査において各専門委員が手書きで採点した評価シート（原本）をエクセルの表に転記したものを「個票」と答弁しているが、手書きの原本そのものを個票として扱うべきではないか。

【回答】

手書きの評価シートは、2次審査においてヒアリングを行う際に専門委員が1から10の採点を記入するために便宜的に使用したもので、事務局が2次評価の採点集計時にエクセルの評価シート

に入力し、専門委員が確認しています。ご質問にある個票は、エクセルに入力した評価シートです。

2. 前払金の変更経緯と理由について

趣旨：前払金を変更した経緯及び契約締結決裁の修正がなされていなかった理由を問う。あわせて、決裁の誤りについて議会へ報告がなかった理由を問う。

令和8年5月28日付「芦屋市議会の請求に基づく監査の結果について」において、契約締結決裁では添付文書の「支払予定表」の前払金が20,000,000円となっていたが、令和7年4月1日付の契約書の支払予定表の前払金は50,000,000円となっていた。

(1) 50,000,000円に変更するに至った経緯及び理由は何か。

【回答】

<経緯>

当初、前払金の金額については受託者から2,000万円とすることの申出がありましたが、その後、受託者より前払金を5,000万円とすることの協議依頼があり、市は仕様書で定めた前払金の上限が、各年度の支払金額の20%以内であることから承諾し、受託者と打合せ書の書面を交わしました。しかし、契約締結決裁の起案時に、協議途中の古い2,000万円の支払予定表が添付されていることに気づかないまま、決裁を取りました。一方、契約書については、書面で承諾していた5,000万円の支払予定表を添付した契約書を受託者と交わしました。

<理由>

受託者が円滑な業務着手を図る目的で、仕様書で定めた各年度の支払金額の20%以内の範囲内で前払金の金額を見直したためです。

(2) 前払金を50,000,000円とすることが契約締結前の協議で決まっていたにも関わらず、そ

の時点で決裁の修正が行われなかった理由及び令和7年11月に誤記載に気付いた際にも決裁の修正が行われなかった理由は何か。

【回答】

<その時点で決裁の修正が行われなかった理由>

契約決裁の起案は令和7年4月1日、受託者と5,000万円の打合せ書を交わしたのが同年3月26日です。契約の起案をした時点で、協議途中の古い2,000万円の支払予定表を添付しそのまま承認決裁の過程において確認の不足があったためです。

＜令和7年11月に誤記載に気付いた際にも決裁の修正が行われなかった理由＞

裁判で原告側より契約締結決裁の開示要求があった11月頃に開示に向け資料を整理する際に気づいたもので、正しい文書を残すという観点から顧問弁護士と対応方法を協議し、令和8年1月19日付で5,000万円の前払いについて追認の市長決裁をしています。

（3）決裁の修正について議会へ報告しなかった理由は何か。

【回答】

追認の市長決裁は、裁判所に証拠書類として提出している書類のため、係争中であることから、どこまで議会へ報告するかということを思案しておりましたが、様々な指摘を受けている中で議会への配慮が不足していたことは反省しています。

3. 障がい者雇用状況の確認方法について

趣旨：プロポーザルの企業評価の項目である「障がい者雇用状況」の評点の根拠を問う。

評価項目の一つである「障がい者雇用状況」について、今回の応募事業者2者のいずれの評点も満点の12点としている。

（1）それぞれの応募事業者から市に提出された書類は何か。

【回答】

株式会社笠谷工務店・池本健建設株式会社・株式会社協立道路サービス共同企業体からは「障害者雇用状況報告書」の提出がありました。芦屋造園協同組合からは、「障害者雇用状況報告書」の提出はありませんでしたが、障がい者の雇用が確認できる書類として、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の事業主通知用と被保険者通知用及び障害者手帳の提出がありました。

(2) 満点をつけた根拠として、何の書類をどのように確認したのか。

【回答】

上記(1)の提出書類から障がい者を雇用していることを確認し、両者とも満点となっています。

なお、「障がい者雇用状況」を評価項目として設定している目的は、その企業が障がい者を雇用していれば企業評価として点数を加点するという考えで設定しています。

4. 仕様書で定められている前受託者から現受託者への引継業務について

趣旨：仕様書で定められている契約終了後の引継業務に関する市の対応を問う。

市は業務委託の仕様書において、業務要求水準事項の一つに引継業務を定めており、「受託者は、引継のために必要な資料を作成し、本市の確認を得たのち、引継会議に出席し、必要な事項について、次期受託者に引き継ぐものとする。」としているが、令和7年度の市による履行状況評価において、「実務担当者同士の適切な引継ぎがなされなかった」との記載がある。

(1) 市は前受託者に引継会議への出席をどのように求めていたのか(時期、回数など)。

【回答】

令和6年11月22日に次期受託者が決定したのち、前受託者には令和6年12月中旬以降、定例会等において、12月から3月までに少なくとも5回、引継会議への出席を打診していましたが、引継会議の実施に至りませんでした。

(2) 引継ぎがなされなかったことによる業務への具体的な影響はあったのか。

【回答】

令和7年度前半に市民からの要望等が前年に比べて多くありました。適切な引継ぎがなかったことや、実施業者間の芦屋市における一般的な作業のやり方についての認識の差などが原因です。

その状況を受け、仕様書や注意事項を確認し、作業者間の認識を擦り合わせる調整会議を現受託者が継続的に行い、手直しが必要であった内容や市民の声を共有したことで、年度後半の作業では改善が図られています。